ひと、くらし、みらいのために
宮城労働局
Miyagi Labour Bureau
https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/

Press Release

報道関係者　各位

令和７年７月 30 日
【照会先】
宮城労働局労働基準部監督課
監　督　課　長　　寺脇悠太郎
監 察 監 督 官　　寺島　奈月
（直通電話）022-299-8838

令和７年６月建設一斉監督の実施結果
～約４割の工事で法違反を確認～

宮城労働局（局長　松瀬（まつせ） 貴裕（たかひろ））は、全国安全週間の準備期間（令和７年６月１日から同月 30 日まで）に県内の労働基準監督署が建設工事を対象として一斉に実施した監督指導（以下「建設一斉監督」という。）の結果を取りまとめましたので、公表します。

今年１月から６月末までの県内における労働災害発生状況は、全業種では休業４日以上の死傷者は 1,035 人と前年同時期と比べ 61 人増加（+6.3%）し、死亡者は４人と前年同時期と比べ２人減少（-33.3%）しています。建設業については死傷者 118 人（前年同期比-６人）、死亡者１人（前年同期比+１人）となっています。また、令和６年に建設業において発生した労働災害のうち、事故の型別では墜落・転落災害が最多（84 人）で、約３割を占めております。

このようなことから、今回、墜落・転落によるものをはじめとした労働災害防止を目的に建設一斉監督を実施しました。引き続き、建設工事に対する監督指導を実施するなどして労働災害防止に取り組んでまいります。

【概要】（詳細は別紙のとおり）

１　対象工事現場数等

監督指導を実施した工事数	103	（建築 68、土木 28、その他７）
上記のうち法違反を認めた工事数	45	（上記工事数に対する割合　43.7%）

２　主な違反事項別工事数

①　元請事業者等の講ずべき措置	39
②　足場・作業床に係る墜落防止措置等	23
③　建設機械等に係る措置	10

※　１つの現場で複数の法違反が認められた場合があるため、合計は全体の違反現場数と一致しません。

３　使用停止命令等※を行った工事数　4

※　使用停止命令等とは、特に危険な機械や作業場所等に対して労働基準監督署長が行う行政処分です。対象となった機械や作業場所等について安全に作業ができることが確認されるまでの間、その使用や立ち入りなどが禁止されます。

４　熱中症対策を講じていた工事数　83

1　建設一斉監督の結果

(1)　監督を実施した工事現場における法令違反のあった現場数は次のとおりです。

工　事　別	監督実施現場数	違反があった現場数	使用停止命令書等交付現場数	違反率
建　築　工　事	68	34	3	50.0%
土　木　工　事	28	8	0	28.6%
その他の工事	7	3	1	42.9%

(2)　主な法令違反の状況及び違反事例

①　主な法令違反の状況は、次のとおりです。

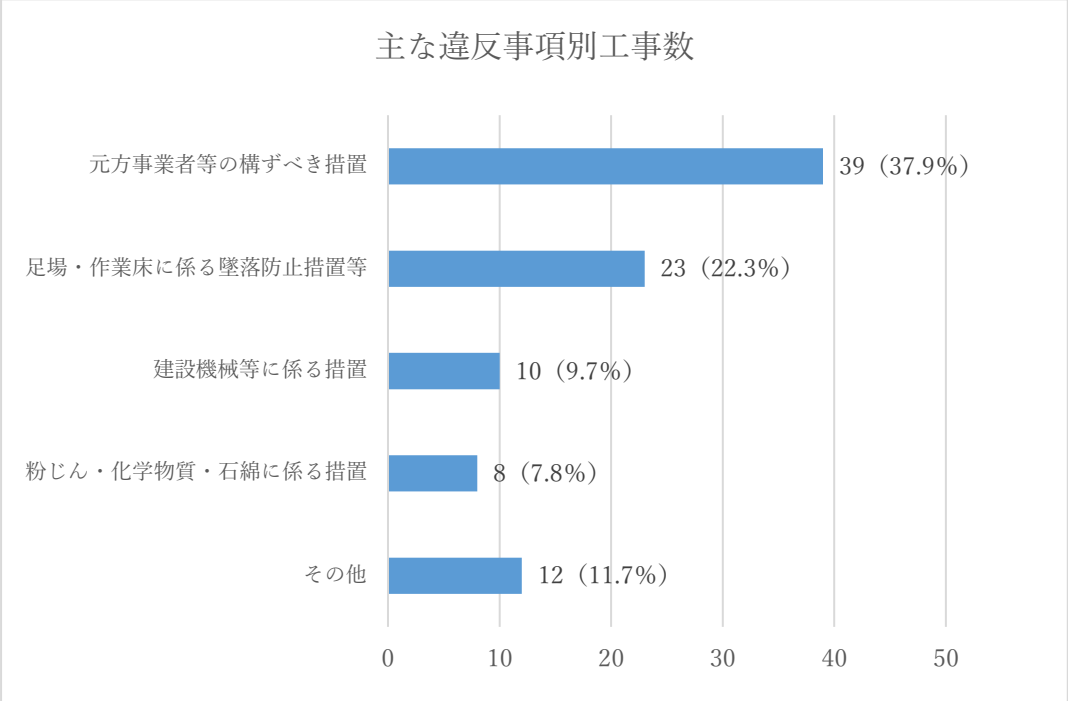

②　各工事種別における法令違反の状況及び違反事例は次のとおりです。

■建築工事

主な違反事項	主な違反事例
元請事業者等の講ずべき措置（31 現場）	・ 下請事業者が労働安全衛生関係法令に反しないように指導していない（法 29 条）

足場・作業床に係る 墜落防止措置等 （19 現場）	・　足場からの墜落防止措置として手すり・中さん等が未設置（則 563 条） ・ 足場の一部に作業床が設けられておらず、開口部が生じていたが、墜落防止措置を講じていない（則 519 条） ・躯体の作業床の端部に墜落防止措置が講じられていない（則 519 条等）
その他	・　SDS が備え付けられていない（法 101） ・　特定化学物質作業主任者が選任されていない（特化則 27 条）　など

※　「法」＝労働安全衛生法、「則」＝労働安全衛生規則、「特化則」＝特定化学物質障害予防規則

■土木工事

主な違反事項	主な違反事例
建設機械等に係る措置 （５現場）	・　車両系建設機械の作業計画未策定（則 155 条） ・　車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるとき、原動機を止める等の逸走防止措置を講じていない（則 160 条） ・　用途外使用（クレーンモードに切り替えることなく、車両系建設機械で荷を吊りあげた）（則 164 条）
その他	・ 移動式クレーンを用いて作業を行うとき、作業計画を定めていなかった（ク則 66 条の２条） ・　呼吸用保護具未着用（粉じん則 27 条）　など

※　「ク則」＝クレーン等安全則則

■その他（解体工事など）

主な違反事項	主な違反事例
足場・作業床に係る 墜落防止措置等 （３現場）	・足場に墜落防止措置として手すり・中さん等が未設置（則 563 条） ・ 足場の最大積載荷重を労働者に周知していない（則 562 条）
その他	・ 石綿事前調査結果未掲示（石綿則３条） ・ 石綿事前調査結果の未報告（石綿則４条の２）など

※　「石綿則」＝石綿障害防止規則

(3)　墜落・転落リスクアセスメントの実施状況

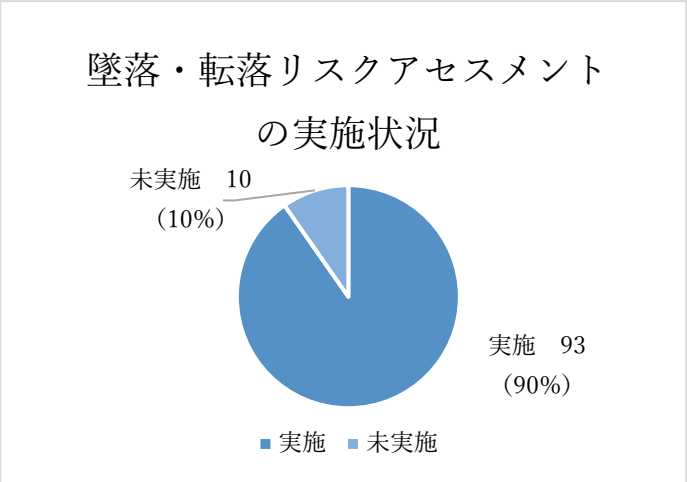

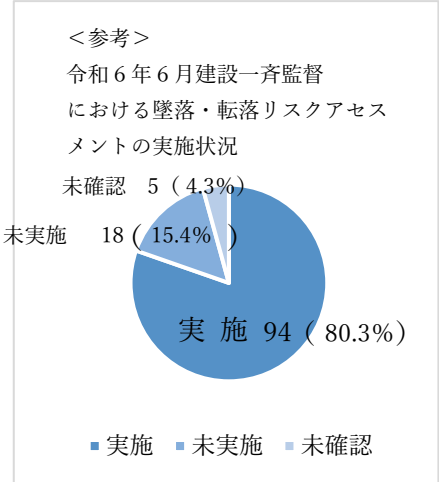

(4)　改正安衛則（熱中症対策の強化）に関する対応状況

建設現場において講じられていた熱中症対策状況は次のとおりです。

熱中症対策を講じていた	83　現場 (80.6%)
熱中症対策が不足していた	20　現場 (19.4%)

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和７年６月１日から施行されました。この改正により、以下の措置が事業者に義務付けられております。

1　熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
　①「熱中症の自覚症状がある作業者」
　②「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」
がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

2　熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
　①作業からの離脱
　②身体の冷却
　③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
　④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること

上記法改正内容に関する対応状況を調査したところ、

・熱中症のおそれのある作業員を把握したとき等の連絡体制が未整備
・熱中症のおそれのある作業員の症状の重篤化を防ぐための
手順が未策定
・上記手順を定めてはいるが、作業員への周知が不十分

といった状況が認められました。

2　建設業の労働災害発生状況

令和７年６月末現在において、県内で発生した労働災害による休業４日以上の死傷者数及び死亡者数は次のとおりです。

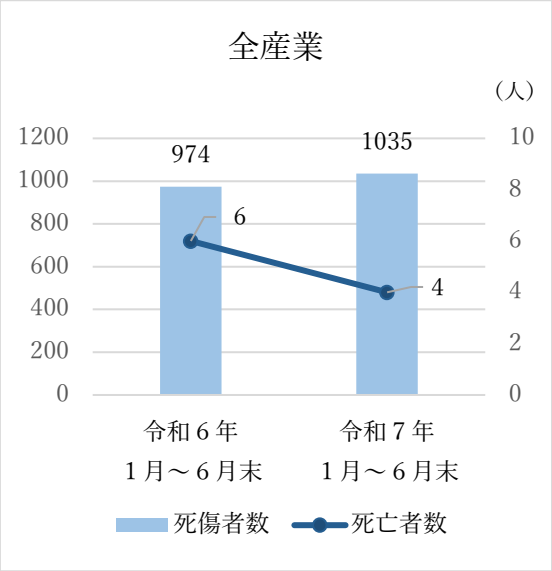

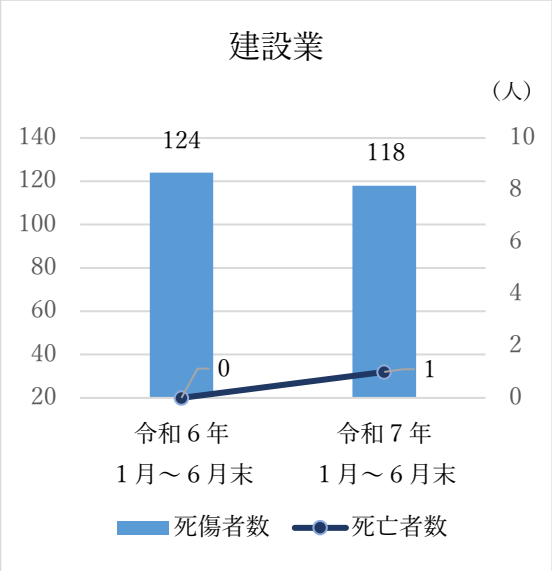

※　新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く

また、令和６年に発生した建設業における事故の型別労働災害発生状況は次のとおりです。

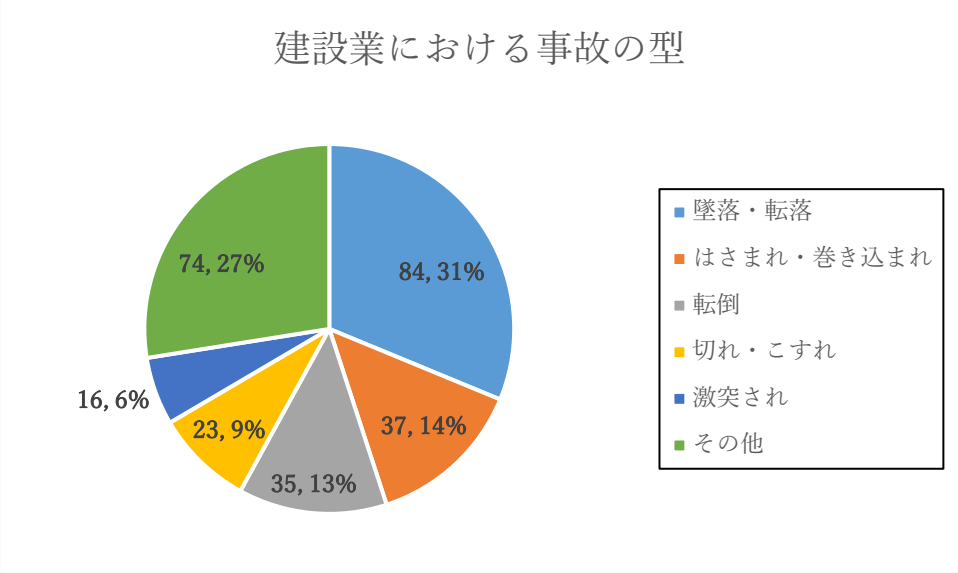

３　今後の取組

宮城労働局では、第 14 次労働災害防止推進計画（計画期間 2023 年度から 2027 年度）に基づく労働災害防止の取組を推進しております。中でも、建設業については、

①　墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を 2027 年までに 85％以上

②　熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる

というアウトプット指標※を定め、関係機関等と連携して労働災害防止に取り組んでおります。

建設業における死傷災害は減少傾向にあるものの、依然として墜落・転落災害が発生していることから、引き続き、墜落・転落災害の防止措置をはじめとした法令遵守の徹底及び労働者の安全確保のための措置の実施を事業者に指導するとともに、重大悪質な事案につきましては司法処分を含め厳正に対処してまいります。

また、令和７年６月に施行された熱中症に係る改正安衛則への対応については、多くの現場で適切な対応がとられていた一方で、法改正の不知や対応の遅れも認められたところです。引き続き法改正内容の周知に努めるとともに、熱中症による労働災害の減少に向け指導を徹底してまいります。

※　アウトプット指標とは、本計画の達成に向けて、事業者において実施される事項を定めた行動指標のことです。